

秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

〔平成28年 3月30日〕
市 長 決 裁

秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業推進要綱（昭和50年2月27日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）による社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「交付金要綱」という。）および県の秋田県建設部建築住宅課関係補助金交付要綱に基づき、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域の危険住宅の移転、除却等（以下「移転事業」という。）を行う者に対し、市ががけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、危険住宅の移転を促進し、住民の被災防止と生命の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、交付金要綱の例による。

（補助金交付の対象等）

第3条 移転事業に対する補助は、予算の範囲内で行い、事業費区分、補助対象費用の内容、補助対象額および補助率は、別表のとおりとする。ただし、公共工事の施行に伴い移転の対象となった危険住宅で、当該公共工事の移転補償費の対象となる場合は、当該危険住宅の除却等に要する経費は対象としない。

2 補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、当該を切り捨てるものとする。

3 移転事業は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに完了し、補助金の交付額の確定を受けるものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、移転事業が移転先住宅の建設、購入および改修を伴わない場合にあつては、第9号および第10号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 資金計画書(様式第2号)

(2) 危険住宅およびその敷地に係る所有権を証する書類

(3) 移転前の住民票

(4) 申請者および危険住宅の所有者について、本市市税の滞納がないことを証する書類

(5) 危険住宅の付近見取図、配置図、平面図および外観写真

(6) がけの位置および断面と危険住宅の関係がわかる図面および写真

(7) 危険住宅に代わる住宅(以下「移転先住宅」という。)の付近見取図、配置図、平面図および移転先の写真

(8) 危険住宅の除却等の見積書の写し

(9) 移転先住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。以下同じ。)および改修に要する経費の見積書の写し

(10) 移転先住宅の建設、購入および改修をするために要する資金の借入を予定している金融機関その他の機関において、建物、土地および敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表(危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合に限る。)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が次に掲げる者である場合は、前項の申請書を提出することができない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団(秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員（秋田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(4) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金の交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付の決定をしたときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金は、移転事業の経費に充てること。

(2) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。

(3) この要綱および関係法令を遵守すること。

(4) 当該危険住宅を移転した跡地には住宅を建築しないこと。

(5) 移転事業に要する予算を変更し、又は移転事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(6) 移転事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(7) 移転事業が、予定の期間内に完了しない場合又は移転事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(移転事業の着手)

第7条 申請者は、第5条第2項の規定による通知を受ける前に、移転事業に着手してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(申請内容の変更)

第8条 第5条第2項の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第4条の規定に基づく申請の内容を変更をしようとするときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（様式第5号）にその内容を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条および第6条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助対象工事の中止又は廃止)

第9条 交付決定者は、移転事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該交付決定者へ通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 交付決定者は、移転事業が完了したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業完了実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、移転事業が移転先住宅の建設、購入および改修を伴わない場合にあつては、第6号から第11号までに掲げる書類の添付を要しない。

(1) 危険住宅の除却等の施工中および施工後の写真

(2) 移転後の住民票

(3) 移転先住宅の施工中および施工後の写真（移転先住宅の建設、購入および改修を伴わない場合にあつては、移転先住宅の全景写真）

(4) 危険住宅の除却等に係る契約書の写し

- (5) 危険住宅の除却等に要した経費の請求書および領収書の写し
- (6) 移転先住宅の建設、購入および改修に係る契約書の写し
- (7) 移転先住宅の建設、購入および改修に要した経費の請求書および領収書の写し
- (8) 移転事業に係る資金調達書（様式第9号）
- (9) 移転先住宅の建設、購入および改修をするために要する資金を借り入れた金融機関その他の機関との融資契約書の写し又はこれに代わる証明書および当該機関により建物、土地、敷地造成の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表（危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合に限る。）
- (10) 移転先住宅およびその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅およびその敷地の所有者が確認できるもの
- (11) 移転先住宅の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項および同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、移転事業の成果が補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて確認を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金額確定通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第10条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助対象住宅および補助対象工事が要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

2 市長は、移転事業に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第6条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。

(3) 前条の規定に基づく求めに従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書(様式第13号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

事業費区分	補助対象費用の内容	補助対象額	補助率
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の除却等に要する次の費用 1 撤去費 2 動産移転費 3 跡地整備費 4 仮住居費（家賃3か月分以内） 5 その他移転に伴う経費（10千円以内）	1戸あたり1,500千円を限度とする。	10/10
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）および	補助対象費用の内容は次に掲げるいずれかとする。	補助対象額は次に掲げるいずれかとする。	次に掲げる補助率とする。
改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）および改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	1戸あたり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域および出水による災害危険区域（以下「特殊土壌地帯等」という。）については、1戸あたり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。	10/10

<p>危険住宅に代わる住宅の建設、購入および改修に要する次の費用</p> <ol style="list-style-type: none">1 建設の場合は住宅本体工事費2 購入の場合は住宅本体購入費3 改修の場合は住宅本体の増築もしくは改築又はリフォーム工事費	<p>1戸あたり1,000千円を限度とする。</p>	<p>10/10</p>
--	----------------------------	--------------